

いよぎん奨学生志望者へのしおり

公益財団法人 伊予銀行社会福祉基金

1. 公益財団法人 伊予銀行社会福祉基金設立の趣旨と目的

株式会社伊予銀行の前身である第二十九国立銀行の創業が1878年（明治11年）で、1978年（昭和53年）が創業100年に当たることから、これを記念し、伊予銀行の発展を支えていただいた地域社会へいささかなりとも貢献できればとの趣旨で1976年（昭和51年9月）に設立したものであり、県民の皆さまに対して感謝とご恩返しをする意味からのものです。

また、2012年（平成24年4月）には、公益財団法人へ移行し、愛媛県内における社会福祉の充実を図るため、必要な援助、助成を行い、もって地域社会の発展と福祉の向上に貢献することを目的とします。

当財団の主たる事業内容は次のとおりです。

- (1) 愛媛県内の全日制高等学校又は中等教育学校後期過程等に在学するひとり親又は両親のいない家庭の優秀な子弟で経済的理由により就学困難な方に対する奨学金の給付に関する事業
- (2) 愛媛県内の児童福祉施設入所児童及び里親委託児童で、中学又は高校を卒業し、就職する方に対する就職激励金の支給に関する事業
- (3) 松山市内の高等学校（中等教育学校を含む。）への図書購入補助金の交付事業
- (4) 愛媛県内の社会福祉施設、心身障害者共同作業所及び精神障害者小規模作業所等への福祉機器等の助成に関する事業

2. いよぎん奨学金制度設立の動機

愛媛県下の母子世帯の優秀な子弟であり、経済的理由により就学困難な方に対し就学奨励金を差し上げて、社会に有用な人材を育成することを目的に設立されました。

また、平成24年度から、ひとり親又はご両親のいない家庭の優秀な子弟へ差し上げるよう、ご応募の範囲がひろがりました。また2023年（令和5年）からは、本来大人が担う家事や家族の世話などを日常的に行っている「ヤングケアラー」に該当する生徒さんへの応募基準を緩和しました。

3. いよぎん奨学生となるために必要な条件

奨学生となる方は、愛媛県内の全日制高等学校又は中等教育学校後期課程等に在学するひとり親又は両親のいない家庭の子弟であって次の各号の要件を備える方とします。

（注）当制度は、高等学校進学後又は中等教育学校後期課程に進級後の方は対象から除いている。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校（特別支援学校の高等部・高等専門学校の3年までを含む。）に在学、又は中等教育学校後期課程に進級する方であること。
- (2) 学業、人物ともにすぐれ、かつ健康な方であること。
- (3) 学資の支弁が困難である方
- (4) 日本国民であって本人及び保護者（奨学生に対して親権を行う方、親権を行う方のいないときは後見人又は後見人の職務を行う方をいう。以下同じ。）が愛媛県内に住所を有する方

(5) 他の奨学金の貸与・給付を受けない方

4. いよぎん奨学金申請手続

奨学金の給付を受けようとする方は、次の書類を揃え、在学する中学校を経て理事長が指定する期日までに、当財団へ申請してください。

(1) 「いよぎん奨学生推薦調書」 (当財団所定の用紙を使用のこと)

(2) 「いよぎん奨学生申請書」 (")

(3) 県民税、市町民税の証明書(所轄行政官庁発行のもの)

(4) 収入証明書……前年分の総収入金額が記載されているもので所轄行政官庁発行のもの

(注) (3)、(4)は個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの

(5) 児童手当、児童扶養手当、準要保護児童生徒援助費、生活保護費、年金(遺族・祖父母の老齢等)などの収入がある場合には、支給金額の証拠書類(預金通帳でも可)のコピー

※(3)、(4)、(5)は保護者及び(2)いよぎん奨学生申請書に記入している同一世帯の家族の中で該当者全てのもの

(6) ひとり親または両親が不在であることを証明する書類

健康保険証・所得証明書・ひとり親家庭医療費受給者証・戸籍抄本等

5. いよぎん奨学生推薦調書・同申請書の記入上の注意

選考の大切な資料ですので、事実をありのままに、家庭や家計の事情がよくわかるように詳しく書いて下さい。

事実と違ったことを書いたり、記入すべき事項が書かれていないときは、選考に洩れたり、あとで失格することがあります。

詳しい記入要領は別紙の通りですので、熟読のうえ記入して下さい。

6. 奨学生の選考

提出された「いよぎん奨学生推薦調書」及び「いよぎん奨学生申請書」に基づいて、別に設置する奨学生選考委員会が審査を行い、奨学生の選考を行います。

なお、選考の結果は、中学校又は中等教育学校校長先生あて通知します。

7. 奨学金の金額と交付方法

(1) 奨学金の月額

20,000円 (返還の義務はありません。)

(2) 給付期間

原則として、奨学生になってからの3年間とします。

(3) 交付方法

原則として3か月毎に銀行口座振込の方法によりご本人に交付します。

(4) 交付の停止、休止について

A 奨学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の交付を停止します。

- (a) 病気等のため、学業の継続が困難となったとき
 - (b) ひとり親又は両親のいない世帯でなくなったとき、あるいは学資の支弁が困難でなくなったとき
 - (c) 学校教育法に基づく高等学校等に在学しなくなったとき
 - (d) 奨学生あるいは奨学生の保護者が、愛媛県内に住所を有しなくなったとき
 - (e) 学業成績又は素行が不良となったとき
 - (f) その他奨学生として不適当となったとき
- B 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席した場合は、その期間の奨学金の交付を休止することがあります。

8. 奨学生の義務

(1) 誓約書

奨学生に選考された旨の通知（決定通知）を受けた方は、高等学校等への合格後又は中等教育学校後期課程に進級後、定められた期日までに別に定める「誓約書」を当財団へ提出していただきます。

(2) 進学届・奨学金受領方法指定書

奨学生が高等学校に進学又は中等教育学校後期課程に進級したときは、定められた期日までに所定の「進学届」と「奨学金受領方法指定書」を当財団へ提出していただきます。

(3) 学業成績

当財団では、毎学年末ごとに在学高等学校長又は中等教育学校長あて、当該学年の成績証明を請求します。

(4) その他の報告

次の各号のいずれかに該当するときは、所定の「異動届」を遅滞なく当財団へ提出していただきます。

- A ひとり親又は両親のいない家庭でなくなったとき
- B 住所が変わったとき
- C 休学・復学・転学又は退学したとき
- D 引き続き3か月以上欠席したとき
- E 停学その他の処分を受けたとき
- F 誓約書記載事項その他重要な事項に異動があったとき

9. 奨学生の辞退

奨学生を辞退しようとするときは、「辞退届」を、当財団へ提出していただきます。

以上

？ ヤングケアラーって？

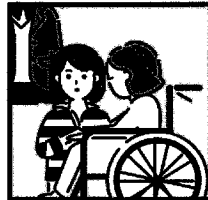
「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。
責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



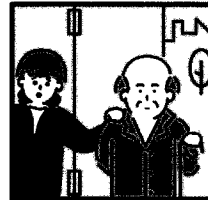
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



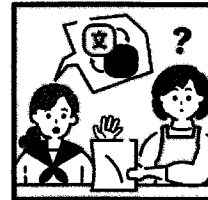
家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



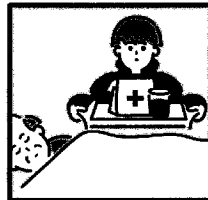
日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



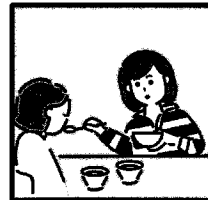
家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



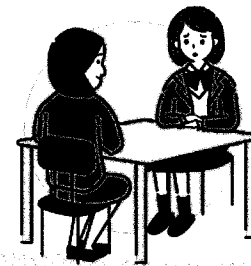
障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

？ ヤングケアラーは「ふつうのこと」？

家族の手伝い・手助けをするのは「ふつうのこと」と思うかもしれませんが、
でも、学校生活に影響が出たり、こころやからだに不調を感じるほどの重い負担がかかっている場合は、
すこし注意が必要です。



学校の先生・スクールカウンセラー・
スクールソーシャルワーカー・親戚の人・友達など、
信頼できる相手に相談してみましょう。

厚生労働省の特設ホームページでも、様々な相談先を紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>

